

随意契約理由書

1 業 務 名	総合防災システム改良その他業務（平成29年度）
2 業 者 名	阪神高速技研（株）
3	
<p>本業務は、災害発生時に総合防災システムを有効に活用して災害対応業務を円滑に実施するために、総合防災システムの全体構成および情報共有機能、総合防災システムの課題対応および整備・運用方法、総合防災システムを使用する災害対応等の改善について検討を行った結果を踏まえて総合防災システムの改良を行うものである。</p> <p>業務の円滑な実施にあたっては、当社の総合防災システムおよび災害対応業務に精通し、当社の意図を的確かつ迅速に反映して業務を適切かつ効率的に実施するノウハウを有することが必要である。</p> <p>阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づいた当社のグループ会社として当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、総合防災システムを構築し、その後は運用管理や改修を継続して行ってきたため、当該業務を適切かつ効率的に実施するノウハウを有している。</p> <p>これらのことから、阪神高速技研株式会社は本業務を実施できる要件を具備する唯一の者であると認められるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	